城陽市封筒広告掲載要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市が作成し、使用する封筒に広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告掲載の対象封筒）

第２条　広告を掲載する封筒は、各課等が発送用として使用する長形３号及び角形２号の封筒とする。ただし、市長が特に認めるものはこの限りでない。

（広告の範囲）

第３条　封筒に掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1)　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2)　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3)　政治性のあるもの

(4)　宗教性のあるもの

(5)　社会問題についての主義主張があるもの

(6)　個人の名刺広告であるもの

(7)　美観風致を害するおそれがあるもの

(8)　公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9)　期間限定的なもの

(10)　その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると実施機関が認めるもの

２　前項に定めるもののほか、城陽市税等の滞納があるものの広告は、掲載しないものとする。

（規制業種、規制事業者及び掲載内容）

第４条　次に掲げる業種及び事業者の広告は、掲載しない。

(1)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）において風俗営業と規定する業種

(2)　前号に類似する業種

(3)　消費者金融

(4)　たばこ

(5)　ギャンブル等に関するもの
(6)　規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
(7)　法律の定めのない医療類似行為を行う施設
(8)　占い、運勢判断に関するもの
(9)　興信所・探偵事務所等
(10)　債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
(11)　法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく市長の許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行うもの（不用品を買い取る又は無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費・作業代などを要求し、実質的に処理料金を徴収するものなど）
(12)　民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
(13)　各種法令に違反しているもの
(14)　行政指導を受けたにも関わらず、改善がなされていないもの
(15)　その他市長が不適当と認める業種又は事業者

2　前条に掲げるもののほか、次に掲げる広告の掲載内容又は表記は、掲載しない。
(1)　他者（社）を批判、中傷するもの
(2)　期間限定的な内容
(3)　反社会的表現内容
(4)　たばこなど業界規制や法律規制がある商品
(5)　写真
(6)　その他市長が好ましくないと認めたもの

（広告の掲載位置等）

第５条　広告の掲載位置は、第２条に掲げる封筒の裏面とする。

2　広告の掲載数、掲載寸法及び掲載料は、広告封筒の作成に要する経費等を勘案して市長が別途決定するものとする。

（広告掲載の募集）

第６条　広告掲載の募集は、市の広報及びホームページに次の事項を掲載して行う。

(1)　封筒の種類
(2)　封筒の作成枚数
(3)　封筒の予定使用開始時期及び予定使用期間
(4)　納付しなければならない広告の掲載料
(5)　募集に係る申込期間
(6)　その他市長が定める事項

（広告掲載の申込み）

第７条　封筒に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、封筒広告掲載申込書（別記様式第１号）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、前条第５号に規定する申込期間に市長に提出しなければならない。

（掲載広告の決定等）

第８条　市長は、前条の規定により申込みがあった場合は、当該広告が第３条及び第４条各号に該当しないかどうかを審査し、掲載するかどうかを決定するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第３条及び第４条各号に該当しないと認めた広告の数が第５条に規定する掲載数を超えた場合にあっては、抽選により掲載する広告を決定するものとする。

３　前２項の規定により掲載することを決定した広告を掲載する位置は、抽選により決定する。

４　市長は、前３項の決定した内容を封筒広告掲載決定通知書（別記様式第２号）により申込者に通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第９条　前条により掲載が決定した広告の申込者（以下「広告主」という。）は、第５条第２項に定める広告の掲載料を市長が定める日までに全額納付しなければならない。

（掲載の取消等）

第１０条　市長は、広告主が期日までに広告の掲載料を納入しないときは、掲載の決定を取り消すことができる。

２　市長は、封筒に広告を掲載した後に当該広告が第３条及び第４条各号のいずれかに該当すると認めたときは、その時から当該広告に係る部分をシール等で覆い封筒を使用することができるものとする。

（広告掲載料の還付）

第１１条　既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責によらない理由によって広告が掲載できなかった場合は広告掲載料を還付するものとする。

（広告の責任）

第１２条　広告の内容等に係る責任は、当該広告主が負うものとする。

（協議）

第１３条　この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（補則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年9月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年１１月１２日から施行する。

別記様式第１号（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

（　　年）

城陽市封筒広告掲載申込書

城陽市長　宛

城陽市封筒広告掲載要綱第７条の規定に基づき、広告の原稿を添えて以下のとおり申し込みます。また、申込みにあたり城陽市が城陽市税の納付状況等の調査を行うことに同意します。

※納付状況等調査は、事業者(法人格がない場合は代表者)に対して行います。

<table>
<tr><td rowspan="8">広告掲載希望者</td><td colspan="2">住　所（所　在　地）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ふりがな
会社名（法人名）又は
店舗名（個人）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ふりがな
代表者役職名・氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ふりがな
担当者氏名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">連絡先</td><td>ＴＥＬ</td><td></td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">業　　種</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">広告の内容</td><td>※広告の原稿を添付してください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">広告を掲載したい
封筒の種類</td><td>・長形３号封筒</td></tr>
</table>

申込みにおける承諾事項

(1)　申込みのあった広告の掲載の可否は、封筒広告掲載要綱第３条及び４条に基づき決定されること。

(2)　掲載できる広告の申込みが募集数を超えた場合は、抽選により決定されること。

(3)　広告を掲載する封筒の位置は、抽選により決定されること。

(4)　広告掲載後、当該広告が封筒広告掲載要綱第３条及び４条各号のいずれかに該当すると認められたときは、その時から当該広告をシール等で覆い使用されること。

(5)　広告の内容等に係る責任は、申込者が負うこと。

別記様式第２号（第８条関係）

第　　号

令和　　年　　月　　日

（　　年）

様

城陽市長

城陽市封筒広告掲載決定通知書

年　月　日 付けで申込みのありました封筒広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

決　定　区　分	□　掲載します　　□　掲載しません
掲載位置	
広告掲載料	円
納付期限	年　　月　　日
（掲載しない場合） 掲載しない理由	

※　掲載条件として、城陽市封筒広告掲載要綱の規定及び封筒広告申込書の承諾事項に従うこと。